

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(研究公正調査委員会)</p> <p>第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある旨の第11条の通報があった場合に、当該通報に係る研究活動上の不正行為に関し必要な調査、指示等を行うため、総括者の下に研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(通報の方法)</p> <p>第11条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに調査委員会に報告するとともに、通報を受け付けた旨を、当該通報を行った者（匿名で行った者を除く。以下「通報者」という。）に通知するものとする。</p> <p>5 受付窓口は、通報の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしているもの又は研究活動上の不正行為を求められているものであるときは、速やかにその旨を調査委員会に報告するものとする。</p> <p>6 前項の報告を受けた調査委員会は、被通報者の所</p>	<p>(研究公正調査委員会)</p> <p>第9条 教職員等について研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある旨の第11条の通報があった場合に、当該通報に係る研究活動上の不正行為に関し必要な<u>報告、</u>調査、指示等を行うため、総括者の下に研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(通報の方法)</p> <p>第11条 } (同左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 受付窓口は、<u>通報（当該通報の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしているもの又は研究活動上の不正行為を求められているものであるときを除く。）</u>を受け付けたときは、速やかに調査委員会に報告するとともに、<u>通報を受け付けた旨を、当該通報を行った者（匿名で行った者を除く。以下「通報者」という。）</u>に通知するものとする。</p> <p>5 <u>調査委員会は、前項の報告を受けたとき又は第12項により通報があったとみなしたとき（当該報告又は通報の内容が、修学上行われる論文作成に係るものその他研究活動上の不適切な行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ等をいう。第7項及び第10項において同じ。）であるときを除く。）</u>は、速やかにその旨を総括者に報告する。</p> <p>6 <u>総括者は、前項の報告を受けたときは、当該通報を受理し、通報内容を被通報者が所属する部局の研究公正部局責任者（研究公正部局責任者が通報の対象に含まれているときは、通報の対象に含まれていない副研究公正部局責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。）</u>に通知する。</p> <p>7 <u>調査委員会は、通報の内容が、修学上行われる論文作成に係るものその他研究活動上の不適切な行為であった場合は、速やかにその旨を総括者に報告するものとする。</u></p> <p>8 <u>前項の報告を受けた総括者は、関係する理事又は副学長に対して通報内容を回付するものとする。</u></p> <p>9 受付窓口は、通報の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしているもの又は研究活動上の不正行為を求められているものであるときは、速やかにその旨を調査委員会に報告するとともに、<u>通報を受け付けた旨を、通報者に通知するものとする。</u></p> <p>10 前項の報告を受けた調査委員会は、<u>速やかにそ</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>属部局の研究公正部局責任者に対して通報内容を報告し、事実確認のうえ必要に応じて被通報者へ警告等を行うよう指示するものとする。</p> <p><u>7・8</u> (略) (後 略)</p>	<p><u>の旨を総括者に報告し、総括者は、被通報者の所属部局の研究公正部局責任者に対して通報内容を報告し、かつ、研究公正部局責任者が事実を確認のうえ必要に応じて被通報者へ警告等を行うよう指示するものとする。ただし、前項の通報の内容が、修学上行われる論文作成に係るものその他研究活動上の不適切な行為であった場合の報告、警告、指示等は、第7項及び第8項の規定の例による。</u></p> <p><u>11・12</u> (同 左)</p> <p>附 則 この要項は、令和4年10月1日から施行する。</p>